

令和5年度 第1回環境教育等推進専門家会議
議事録

1. 開催日時：令和5年6月29日（木）14:00～16:00
2. 開催方法：ハイブリッド方式
フクラシア品川クリスタル（港南）G会議室
WEB会議（Cisco Webex 使用）（YouTube によるオンライン配信あり）

3. 出席者：

委員：

飯田 貴也 特定非営利活動法人新宿環境活動ネット代表理事
池田 三知子 一般社団法人日本経済団体連合会SDGs本部長
合瀬 宏毅 一般社団法人アグリフューチャージャパン理事長
佐藤 邦夫 三重大学客員教授
品川 智宏 株式会社YMF G ZONE プラニング取締役副社長
島岡 未来子 早稲田大学研究戦略センター教授
島田 和幸 京都府総合政策環境部理事（オンライン）
關口 寿也 多摩市立連光寺小学校校長、全国小中学校環境教育研究会会長
高尾 文子 青年環境NGO Climate Youth Japan 副代表
棚橋 乾 全国小中学校環境教育研究会顧問
豊島 亮 一般社団法人 Change Our Next Decade 事務局長（オンライン）
二ノ宮リム さち 東海大学学生アチーブメントセンター教授
藤田 直子 筑波大学芸術系教授
増田 直広 鶴見大学短期大学部保育科講師（オンライン）
山崎 宏 特定非営利活動法人ホールアース自然学校代表理事
吉田 亮 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課長（オンライン）

環境省：

上田 康治 総合環境政策統括官、小森 繁 大臣官房審議官（オンライン）、河村 玲央 大臣官房
総合政策課環境教育推進室長、大久保 千明 同課環境教育推進室長補佐、富樫 伸介 同課環境
教育推進室長補佐

文部科学省：

濱部 威一郎 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課課長補佐、原文絵 国際統括
官付国際統括官補佐、葛城 昌弘 総合教育政策局地域学習推進課青少年教育室室長補佐（オン
ライン）

農林水産省

長田 恵理子 農村振興局農村政策部農村計画課農村政策推進室長（オンライン）、江田 仁 林
野庁森林整備部森林利用課山村振興・緑化推進室森林環境教育推進官（オンライン）

国土交通省

一丸 結夢 総合政策局環境政策課課長補佐（オンライン）、東岡 ともえ 総合政策局環境政策

課係長（オンライン）、野村 亘 都市局公園緑地・景観課緑地環境室企画専門官（オンライン）、
小野 晶大 都市局公園緑地・景観課緑地環境室係長（オンライン）

経済産業省

和仁 一紘 産業技術環境局環境政策課課長補佐（オンライン）、竹安 宏曜 産業技術環境局環
境政策課係員（オンライン）

4. 議事次第

- (1) 開会
- (2) 議事
 - ① 座長の選出
 - ② 環境教育等促進法の施行状況
 - ③ 環境教育等促進法の施行状況の検討に係る論点
 - ④ 今後の進め方
- (3) 閉会

5. 議事内容

環境省・富樫補佐： 定刻になりましたので、ただ今から、「第1回環境教育等推進専門家会議」
を開会いたします。

本日は、会場とWEBのハイブリッド形式での開催となっております。会議中、音声が聞
き取りにくいなどの不具合がございましたら、事務局までお電話、またはWEB会議のチャ
ット機能にてお知らせください。

なお、本日の会議は、公開されております。環境省公式動画チャンネルのサブチャンネル
でライブ配信を行っております。

WEB会議からご出席の委員の皆さまにご案内いたします。通信環境の負荷低減の観点
から、委員の皆さま方におかれましては、カメラの映像と音声は、ご発言時のみオンにして
ください。現時点ではカメラをオフにさせていただきますよう、お願いいたします。また、議
事中、マイクは、発言者以外はミュートに設定させていただきますようお願いいたします。

ご発言時に関する説明をいたします。ご発言の際は、参加者リスト画面のご自身のお名前
横にある挙手アイコンをクリックしてください。挙手アイコンが反応しないなどの不具合
がある場合は、チャット機能にてご発言する旨を、参加者全員に向けて、お知らせください。

挙手アイコンは、1度押していただくと挙手した状態になります。その状態を確認してか
ら、座長より順次指名があります。指名された後、マイクのミュートを解除して、ご発言
いただきますよう、お願いいたします。

なお、ご発言後は挙手アイコンを忘れずにクリックし、挙手を下げてくださいようお願い
します。挙手アイコンは事務局でオンオフを操作できないため、ご協力宜しくお願いいた
します。

通信環境によっては音声が聞きづらい場合がございます。ご発言の際は、いつもより大き
めの声で宜しくお願いいたします。

また、会場でご出席の委員の皆様は、ご発言の際は、席札を縦に置いてお知らせください。続いて、議事に入る前に、事前にメールでご案内した資料のご確認をお願いいたします。議事次第のほか、資料は1から6、参考資料は1から8となっております。議事進行の際は、事務局から資料共有をして、画面上に表示いたします。なお、本日の資料は環境省ホームページにアップロードしております。

ここで、議事に先立ちまして、環境省総合環境政策統括官上田康治よりご挨拶申し上げます。

環境省・上田総合環境政策統括官： 只今、ご紹介に預かりました環境省の上田でございます。本日はご多忙のところ、この専門家会議にご参画いただきましてありがとうございます。私からは冒頭挨拶を兼ねて、環境教育等促進法、施策の振り返りをご紹介したいと思います。

元々環境教育というのは長い歴史があり、自然教育とともに環境庁が出来た頃からやっておりましたけれども、環境教育という形でしっかりと法律上に明記をされたのはリオの地球サミットが終わった後、平成5年になります。環境基本法が出来て、その中で、様々な政策のツールの一つとして環境教育というものが掲げられたところであります。

その後になりますけれども、環境教育のための法律が議員立法で、2003年（平成15年）に、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」としてできて、2004年に法律に基づく基本方針が出来たのが発端であります。この法律、後に議員立法で改正され、基本方針も何度か改定をされ、ちょうど直近に改正をされたのが、平成30年です。大体5年を目途に方針を変えていこうというところで、今般、皆様にお集まりをいただいて、環境教育のこの基本方針を、改定するためにご議論いただくということになった次第です。

5年前と今を比べてみますと大きく違うところは、環境に関する取り組みというのが政府の施策の中の取り組みのど真ん中にきている点です。カーボンニュートラル、また最近ではネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミー、こういったものを環境を良くするためだけの施策ではなく、国の経済・社会の施策の中で中心的に位置づけていくという形で、経済社会の仕組みを少し変えて、両方とも良くして、経済社会も良くしながら環境も良くしていこうというように、大きく社会が変わりつつあるのが、5年前と今の違いかと思っています。

そうした中で、環境教育をいかに進めていくべきか、是非皆様に熱心なご議論をいただき、ご指摘をいただければと思いますが、少し気になるデータ等もあります。環境という昔は、環境先進国とか技術も含め、日本の環境は素晴らしいと、自然との関わり方は江戸時代から、自然を敬いながら共存してきたと胸を張って言ってきて、環境に対する意識はかなり我が国として自信を持って発信をしていたのですが、最近の世界の動きの中で、環境技術もどんどん競争が激しくなるとともに、最近のG7各国の意識調査などを見ると、必ずしも日本の環境意識が進んでいるというわけでもない状況に至っているのではないかと思うところで

先ほどお話ししましたように、環境の中でもカーボンニュートラル、またサーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブ、こうしたものは、大きく社会の仕組みを変えていって、

非常に難しいチャレンジングな目標に、向かって進まないといけないというときに、それらのベースとなる人々の理解、教育、学習、そうしたものは5年前と比べても、かなり期待値も高いし、難しさも増しているのではないかと考えています。その中で、現場では色んな先生方、また教育施設を監督していらっしゃる事業者の方が工夫して実施されているのですが、結果としてみれば、先ほど言った意識というのは、なかなか上がってきていないというところなので、取り組んでおられる方のご努力、その工夫を、大いに活かしながら、どうやって結果が出せるものにできるか、今回の会議の中でご議論いただいて、それを基本方針の中に反映していければと考えております。短い検討期間ではありますが、集中的に皆様にご議論をいただきまして、それを方針の方に活かしていきたいと思っております。これからの会議宜しく願いいたします。

環境省・富樫補佐： 本日は総合環境政策統括官の上田に加え、環境省から大臣官房審議官小森繁もオンラインで出席しておりますのでご紹介いたします。

本専門家会議は、資料2に記載しております16名の先生方に委員にご就任いただいております。本日は第1回目、初顔合わせの先生方も多いと思いますので、宜しければ、ここで、皆様より30秒程の簡単な自己紹介をお願いできますと幸いです。

会場の先生は、お手元のマイクをお使い下さい。また、WEB会議でご出席の先生は、カメラ機能をオンにし、ミュートを解除してご発言願います。それでは、順番にお名前をお呼びしますので、自己紹介をお願いいたします。

なお、増田委員におかれては途中からの参加となります。増田委員には、のちほどご入室された際に、自己紹介をお願いするようにいたします。それでは、まず、飯田委員からお願いいたします。

飯田委員： 只今ご紹介いただきました、新宿環境活動ネットで代表理事をしております飯田と申します。宜しくお願いいたします。当団体は名前の通り、新宿発祥の都市型環境教育を推進しているNPOになります。東京都新宿区にあります新宿区立環境学習情報センターや東京都武蔵野市にありますむさしのエコreゾートなど、指定管理者や受託事業者として社会教育施設や都市公園等の施設管理や事業運営をしております、こうした社会教育施設等をフィールドに環境学習を展開したり、あるいは都市部の企業とタッグを組んで、教材開発や学習プログラムづくりを支援したりしています。

今回の会議では、NPOの視点、あるいは社会教育施設の視点から参加させていただき、是非活発に皆さんと議論できればと考えています。個人的には、前回5年前の環境教育等推進専門家会議のときには学生という立場で関わらせていただいて、今回はNPOという違った立場で引き続き参加させていただけることを嬉しく思いますし、前回の専門家会議では私が最年少でしたが、今回は多分私より年齢が下のユース世代の方が複数名いらっしゃることをとても心強く考えています。ユースの皆さんとも一緒に議論できればと思います。

環境省・富樫補佐： ありがとうございます。それでは続けて池田委員お願いいたします。

池田委員： 経団連でSDGs本部長を務めております池田と申します。宜しくお願ひいたします。経団連SDGs本部では、SDGs実現に向けた企業の取り組みを推進するという活動に加え、教育問題、教育政策についても担当しているところです。また、私は5年ぐらい前まで経団連の環境エネルギー本部長を務めておまして、環境政策の議論に参画してきたところです。久しぶりに環境省の会合に出席できることを嬉しく思います。環境政策、SDGs、教育政策など、私がこれまで担当してきた業務の経験を活かして、経済界の立場から、今回の議論に貢献出来ればと思っておりますので、何卒宜しくお願ひいたします。

環境省・富樫補佐： ありがとうございます。それでは続けて合瀬委員お願ひいたします。

合瀬委員： アグリフューチャージャパンの合瀬と申します。アグリフューチャージャパン、日本農業経営大学校という、次世代の農業経営者を育成するということを目的に運営されている学校の運営団体であります。

もともと2013年に農林中金はじめとして、様々な企業からの支援を受けて設立された学校であり、農業にも経営感覚が必要ということで、特に地域の農家の方々の育成をやっている学校です。農業においても、最近はみどりの食料システム戦略ができ、有機農業を100万ヘクタール実現しようという目標ができて、農家もそういうことを意識して、農業をやるというふうなことになってきているわけですが、多くの若い人たちが有機農業をやりたい一方で、農薬とか肥料とかをなるべく少なくして作るというのは、食料安全保障とどう折り合いをつけながらやっていくのかが大きな課題になっています。農業は生命産業という命の近くでやっている産業でありますので、そういう視点から議論に加わらせていただきたいというふうに思います。

環境省・富樫補佐： ありがとうございます。それでは続けて佐藤委員お願ひいたします。

佐藤委員： 三重大学の佐藤です。私は三重大学の生物資源学研究科を4年前に退職し、国際環境教育研究センターで、その前から関わっていたのですが、大学生、それから社会人を含めリカレント教育ということでオンラインの環境教育を担当してまいりました。

三重大学というのは一つの地方大学ですけれども、実は四日市という都市が近くにあり、公害の解決に微力ながら力を尽くしたということもあり、その後、環境を非常に重視している大学です。そのような大学ですけれども、なかなか大学の中で環境教育を進めることが、結構難しいという現状を、ずっと味わってまいりましたので、またこの場で皆様と一緒に議論させていただければと思っております。

環境省・富樫補佐： ありがとうございます。それでは続けて品川委員お願ひいたします。

品川委員： YMF G ZONE プラニングの品川です。弊社は山口県の山口銀行、広島県のもみ

じ銀行、福岡県の北九州銀行グループを傘下に持ちます山口フィナンシャルグループ 100%の出資の、一言で言えば地方創生のコンサルをやっている会社です。例えば、国の事業であれば、経済産業省の未来の教室で、STEAM 教育に関わり、私もコンテンツの制作・提供に関与させて頂いたりもしていますし、環境省の地域循環共生圏プラットフォーム事業の方で高校の方に入って、生徒と一緒に色んなアイデアを考えながらそれを実現していくという取り組みをさせて頂いております。私どもの取り組みの中で、やっぱり地域の方のコミュニティを形成する、合意形成するということに大きく関与していますので、そういった経験を、この場でお話しさせていただければと思っております。

環境省・富樫補佐： ありがとうございます。それでは続けて島岡委員お願いいたします。

島岡委員： 早稲田大学研究戦略センターの島岡と申します。どうぞ宜しくお願いいたします。私は、環境省の地域活性化に向けた協働取り組みの加速化事業、それからSDGsに係る同時解決事業、そして地域循環共生圏、こういった事業に関しまして、作業部会員それから全国アドバイザー一等を今までやらせていただきました。その中で本当にこういった環境に関する学びというものを促進するためには、様々なステークホルダーによる協働は非常に重要であるということも日々実感してきましたので、そういった観点からも是非貢献させていただきたいというふうに思っております。

環境省・富樫補佐： ありがとうございます。それでは続けて島田委員お願いいたします。

島田委員： 京都府の総合政策環境部理事の島田と申します。宜しくお願いいたします。議会の開催中でして、リモートで参加させていただいております。総合政策環境部になっているのですけれども脱炭素社会推進課長というのも兼務しております、京都府としての環境教育を取り組んでいる部署になります。小学校と高校生大学生を一緒に今色々試しているのですけれども、我々もたくさん課題を抱えているというところがありますので、この場を借りて、そういう知見といいますか、解決策と一緒に模索していければなと思っております。

環境省・富樫補佐： ありがとうございます。それでは続けて關口委員お願いいたします。

關口委員： 東京都の多摩市立連光寺小学校校長並びに全国小中学校環境教育研究会で会長を務めております關口寿也と申します。

今回は現場の代表として出席させていただいているのかなと考えております。学校現場の方は環境教育ですけれども、なかなか何かから手をつけていけば良いのかわからない、または、やる時間をどう捻出すれば良いのか分からず、そんなようなところで、なかなか思うように進んでいないのが現状なのかなと思っております。むしろ10年前よりも後退しているのかなと、個人的には感想を持っております。今回の会議、並びにこの促進法の改善、改定が学校現場の環境教育の更なる推進に繋がるように、協力していけたらなと思っております。

環境省・富樫補佐： ありがとうございます。それでは続けて高尾委員お願いいたします。

高尾委員： 青年環境 N G O Climate Youth Japan の高尾文子と申します。どうぞ宜しくお願いいたします。C Y J とはユースが気候変動問題を解決に導くことで、衡平で持続可能な社会を実現するというものをビジョンに掲げて 13 年ほど活動させていただいております。私は現在大学 3 年生で、大学では国際関係学、環境、開発などを勉強させていただいております。その他、この C Y J の活動では C O P 2 7 の事業統括などをしておりまして、昨年 11 月に開催された C O P 2 7 にも現地で参加しておりました。このような貴重な機会をいただけて大変嬉しく思います。

環境省・富樫補佐： ありがとうございます。それでは続けて棚橋委員お願いいたします。

棚橋委員： 全国小中学校環境教育研究会の顧問をしております棚橋と申します。先ほどの關口校長は今の会長で私は元会長ということです。

中学校の理科の教員からスタートしまして、退職した時は、小学校の校長だったのでけれど、その間 40 年近くずっと環境教育・E S D をやって来ました。学校ではなかなか環境教育が進まない状況があったのですが、ここへ来て S D G s が、学校でも大分認知されるようになってきたので、ここで一つうまくその波に乗れたら良いかなと思っています。学校は学習指導要領に基づいて学習指導を行います。現行の学習指導要領には、環境に関わる教育とか環境を守る教育という言葉があるのですが、環境教育という言葉はなくなってしまいました。このような社会の変化もあって、これから環境教育推進法がどうなっていくのかという想いをもって会議に参加させていただきます。前回も参加させていただきましたが、学校の現場側からの発信をしたいなと思っています。

環境省・富樫補佐： ありがとうございます。それでは続けて豊島委員お願いいたします。

豊島委員： はじめまして。一般社団法人 Change Our Next Decade で事務局長を務めております豊島亮と申します。Change Our Next Decade は、主に政策提言普及啓発、国際協働を通じて生物多様性保全に取り組む若者の団体となっております。

現在学部 3 年生ですが、大学では環境研究、生物学について学んでいます。今年の 9 月からはアメリカに留学する都合で基本的にオンラインからの参加になりますが、このような機会をいただけたことに大変嬉しく思います。主に、生物多様性分野で活動する若者の視点から皆様との議論に関わりたいと思っています。

環境省・富樫補佐： ありがとうございます。それでは続けて二ノ宮委員お願いいたします。

二ノ宮委員： 二ノ宮リム さちと申します。私自身は、四半世紀ほど前になりますが、青年海外

協力隊に環境教育の職種が初めて出来た頃に、環境教育隊員として、マレーシアのボルネオ島に赴任をしたところから環境教育人生が始まりまして、そこからずっと環境教育やESDをテーマにNGO界、そしてこの15年ほどは大学界で活動してまいりました。今は、東海大学という少し大きい大学で、全学の教養教育としてのシチズンシップ教育を、必修科目として運営するカリキュラムのデザインなどを担当しています。シチズンシップ教育を、持続可能な社会をつくる人の土台として、ESDの土台として推進するということをしております。

また、大学では人間環境学科ですとか人間環境学専攻という大学院の授業でも、学生に接していますし、それからサステナビリティ環境研究所というものが最近できまして、そこでも活動しています。環境というものが一時期ブームになって何となく下火になったようなところがありましたが今、SDGsがという話もありましたけれども、実際に気候変動、生物多様性の問題ですとか、問題自体が切迫しているということもありますが、関心がまた高まってきているということは学生からも日々感じるところです。

今、カーボンニュートラル達成に貢献する大学とコアリションというところで、今日ご出席の佐藤先生と一緒に人材育成ワーキングの幹事も務めておりますけれども、大学の視点から、また社会や様々な人の期待に応える環境教育界のあり方という視点から、この会議に参加していきたいと思っております。

環境省・富樫補佐： ありがとうございます。それでは続けて藤田委員お願いいたします。

藤田委員： こんにちは。筑波大学の藤田と申します。私は、環境省の国立環境研究所で研究員をやっていた経験がありましてその時は、温暖化観測に関することに取り組んでいました。その後、森林総合研究所では陸域東南アジアの森林減少などの研究に取り組んだ後、九州大学では芸術工学部というところで、環境デザインの研究と教育を行っておりました。その間に、基礎自治体における生物多様性の地域戦略づくり、日本生態系協会の全国学校・園庭ビオトープコンクールの審査員、URとの共同による一般の方たちが「農」に触れる機会を増やす農体験のリデザインに取り組んでおりました。それから、九州の大学におりましたので、熊本地震や南海トラフ地震を対象とした地域のEco-DRRに関する研究にも取り組んでいました。全ての活動は環境と関連しております。

どこまでが環境教育でどこからは環境教育ではないという垣根も取っ払っていくことが大事なんじゃないかと感じながら、研究活動教育活動を行っておりました。

現在、ランドスケープエコロジーとそれを基盤とした、環境デザインや地域デザインを専門にしております。デザイン思考の学生たちを相手に、地域や一般の方たちにどうやったら思いを伝えられるのか、浸透していくのか、という繋ぎ目の大切さというのを日々感じております。そういうところからも、色々と発言できたら良いなというように思っております。

環境省・富樫補佐： ありがとうございます。それでは続けて山崎委員お願いいたします。

山崎委員： こんにちは。山崎と申します。所属はホールアース自然学校というところになります。本拠地は富士山の麓の富士宮市になりますが、北から福島、新潟、静岡、岐阜、そして沖縄に至るところまで全国7ヶ所程度で事業所を展開しています。

1982年の創業で、自然体験型の環境教育を生業にしている民間の事業者ということになります。普段35名の常勤の職員を、環境教育のインタープリターとして雇用しております。40年やっているのですけれど、しっかりと給料払いながら質の高い環境教育を提供し、組織としても持続させ、地球の持続性にどう寄与できるかというところで日々経営的にも悶々としながら頑張っているところです。

今回こうした機会いただきましたので、現場から近いところからの発言ができれば良いのかなというように思っております。

環境省・富樫補佐： ありがとうございます。それでは続けて吉田委員お願いいたします。

吉田委員： 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課長をしております吉田と申します。本日は、私どもは議会中ということもありまして、オンラインで出席をさせていただいております。滋賀県には、琵琶湖を始めとします豊かな自然環境の保全ということで、全国に先駆けて、環境問題に取り組んできた自負があり、昭和50年代、環境教育、私どもは環境学習という言葉として扱っているのですが、それに力を入れてきたという背景です。特に環境学習の目指すものとしたしまして、身近な地域からは行動できる人材育成、ここにとどまることなく、その先にある持続可能な社会づくりを見据えた施策の展開、これを重視して取り組んでいきたいということをやっております。

本日は、貴重な場をいただきまして皆様の様々なお話、これを聞かせていただくことも勿論ですが、我々が直面するような課題あるいは我々の視点などをお話しさせていただきながら、環境教育の全国的な課題の解決に少しでも繋がっていけば良いと考えております。

環境省・富樫補佐： ありがとうございます。委員の皆様とともに今後の専門家会議を進めてまいりたいと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは、これより議事に移らせていただきます。まず議題1の座長の選任につきまして、資料1「環境教育等推進専門家会議設置要綱」では、専門家会議には座長を置くものとされており、また、座長は委員の互選によって選任するとされており、委員の方におかれましては、座長についてご推薦がありましたらお願いいたします。

環境省・富樫補佐： 飯田委員、お願いします。

飯田委員： 私自身、日本環境教育学会や日中韓環境教育ネットワーク等でご一緒させていただいております、二ノ宮先生に座長になっていただくのが心強いと思います。

環境省・富樫補佐： ありがとうございます。ただいま飯田委員より二ノ宮委員の座長へのご推

薦をいただきましたが、ご異議ございませんでしょうか。

(一同了承)

環境省・富樫補佐： ご了承いただけましたので、本会議の座長は二ノ宮委員にお願いしたいと思います。二ノ宮委員、座長席にお移り下さい。

二ノ宮座長： では座長を引き受けさせていただきます二ノ宮リム さちです。改めましてどうぞ宜しくお願いいたします。

先ほども申し上げましたが、環境教育という環境・教育、その二つのキーワードに非常に高い期待がある昨今というものを、色々なところから感じているところです。私自身は環境教育の世界で20年余り活動してまいりましたが、今日は今までにお目にかかることのなかった、繋がることのなかった方々も多く参加されていることに大変心強い思いを抱いています。今後、この会議で様々な議論ができますよう、どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは、議題2「環境教育等促進法の施行状況等」に移ります。まず、環境省・文部科学省からそれぞれ資料の説明があります。その後、10分程、質疑の時間をお取りします。これは、専ら事実関係の確認のための時間です。意見交換については後ほど時間を取りますので、今回はご質問のみ、宜しくお願いいたします。

それでは、まず環境省、次に文部科学省から説明をお願いします。

環境省・河村室長： 環境教育推進室の河村と申します。それでは資料3「環境教育等促進法の施行状況」をもとに説明をさせていただきます。まず1枚をおめくりいただきまして、目次がございます。環境教育等促進法・基本方針の抜粋、それから環境教育を取り巻く現状・課題、それから状況の変化について順次ご説明いたします。

非常に細かい具体的な情報につきましては、5番以降の参考資料にまとめており、また環境白書など様々な参考資料をつけさせていただきましたので適宜ご参照いただければと思います。それでは、3ページ目、環境教育等促進法・基本方針についてです。4ページ目に具体的な抜粋の部分があります。

環境教育等促進法第7条に基づきまして、政府は環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針を定めるということとされています。

そしてこの基本方針は、文部科学大臣と環境大臣が案を作成し、閣議の決定を求めるとこととされておりまして、その際関係する各省の意見を求めるということになっているところ です。

それからこの環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育並びに協働取組の推進に関して、専門知識を有する専門家会議を置くということも、第24条の2で定められております。

専門家会議に関する事項につきましては、環境教育等推進会議（こちらは役所の会議ですが）に進言するという権限が与えられておりまして、進言を受けて、推進会議は閣議の案を

最終的に決定するという流れになります。ここで基本方針の案をご検討いただきまして、推進会議、それから閣議という順番に進めていければというふうに考えているところです。

それから基本方針の見直しの時期につきましては、先ほど統括官の挨拶の中にもありました通り、前回の基本方針の改定後、5年を目処に、必要な措置を講じるということとされておりまして、このタイミングになったという次第です。

では、前回の基本方針の中身です。5ページ目をお開きください。こちら前回は、先ほど統括官の挨拶の中でもありました環境基本法に基づく環境基本計画が新しくなった時期と重なっておりまして、その中で環境、経済、社会を統合的に向上させて地域循環共生圏の創造をすると、先ほど地域おこしの言及も挨拶の中でいただきましたけれども、そういう新しいコンセプトが環境政策の中で出てきた時期です。そして、学習指導要領の中でも、持続可能な社会の創り手の育成ということでE S Dに関する規定も盛り込まれたという時期にあたります。

これを踏まえて、前回の基本方針の改定するときには、体験活動を捉え直すというところに重点を置いた改定が行われたところです。自然体験・交流体験・生活体験・社会体験、これを推進していくということで、環境教育等促進法に基づきます、体験の機会の場合、これを積極的に活用していくという方針が打ち出されたということでした。これは前回の現行の基本方針のご紹介です。

では、今環境教育等を取り巻く現状はどうなっているかということで、6ページ目が中表紙で7ページ目をお開きください。こちらは国の実施状況です。環境省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省これらの5つの省により、様々な環境教育に関する政策が実施されております。中でも自然共生、生物多様性分野につきましては、この5つの省ほぼ全てが何らかの取り組みをしているということです。また、脱炭素分野、それから循環型社会分野、化学物質の分野などそれぞれの分野につきましても政策が打ち出されているという状況です。

続きまして8ページ目が、地方公共団体の取り組み事例です。全国的な取り組み状況につきましては参考資料に載せておりますので、そちらをご覧くださいと思いますし、京都府と滋賀県の取り組みにつきましては、それぞれ委員の先生方がおりますので、適宜ご紹介いただければと思います。こちらの方で注目したE S Dと関連した取り組みにつきましては、例えば学びの機会を提供するとともに国際交流を通じて、若者の環境意識の向上を図っている長野県の事例、それから環境学習デジタル教材を開発されている山口県の事例、企業と連携して取り組まれている京都府亀岡市の事例についてご紹介しています。さらには企業自体も、環境教育に取り組んでいる事例が多数あるということですが、この中でも、衣食住という非常に身近なところから取り組まれている事例として、積水ハウス様の事例、それからファーストリテイリング様の事例、それぞれご紹介しています。施設の見学、出張授業、様々な取り組みが行われていると承知しています。さらにはインターンなど、支援を長年されているSOMPO環境財団様についても紹介しているところです。

続きまして、学校自体の事例につきましても多数の事例が集まってきております。それと言いますのも環境省その他、様々な団体で、環境活動の発表大会を主催しており、環境大臣

賞を出している賞がありますけれども、ここでは3つの事例を挙げております。学校だけではなく、地元の企業の方々、地元の方々と一緒に取組みながら環境を鍵にした地域おこし、あるいは地域における問題の解決というものに取り組まれている事例を3つ紹介しています。

そのような様々な団体レベルで環境教育、ESDが実施されているわけですが、11ページと12ページにおきまして、環境省と文部科学省が2016年に設置いたしましたESD活動支援センターでの支援ネットワークの状況をご説明しています。全国8ヶ所に地方ESD活動支援センターがあるわけですが、それぞれ地域の特色、地域で活動されている団体の構成など、様々な事情を踏まえ、それぞれ特色のあるESDの推進、あるいはその支援を行っているというご紹介です。

東北センター様におきましては、様々な県ごとにアプローチをしていって、実際に環境教育の事業を掘り起こしているということもありますし、北海道センターではSDGsの公的情報源としてのネットワークの構築の取組みをされています。中部センターでもそのようなネットワーク形成と学術的な研究開発を行っており、関東センターでは各地域での交流会、ユース世代の参画に力を入れているというところです。

12ページが後半4ヶ所で、中国センターでは中国内外にESDを波及するということで企業も含めて様々なレベルでフォーラムを開いて取組みを進めております。近畿地域センターでは、地域ESD拠点と連携して、学校の授業づくりを支援するという取組みが行われています。四国センターではオンラインを活用してグローバルな関係づくりということで、こちらにも、地元の企業の皆様などと連携してSDGsを進めているということです。九州センターでは、非常に島が多いということで、それぞれでの取組みをうまく繋げて、ESDを地域全体に広めていこうという学び合いの取組みを進めているというところです。

13ページに移ります。このような各種の取組みが行われていることもありまして、「地球環境問題について関心があるか」、あるいは「自然に対する関心があるか」という形で世論調査で聞くと多くの方々が、自然に対しても関心があるというふうに答えていただいている状況になっています。また「生物多様性という言葉聞いたことがある」と回答した割合というのは、実は日本は主要先進国の中でもトップクラスに多いというようなことがあります。

ところが14ページ見てみますと、環境問題の認知度は確かに上がっているわけですが、それでも、「気候変動対策があなたにとってどのようなものですか」と2015年に尋ねたアンケートがありまして、世界の市民の方々は66%が「生活の質を高める」と回答していますが、日本は対照的に6割の方が「生活の質を脅かす」と回答したということです。

また2015年から2021年それぞれ定点で、ピューリサーチセンターが取ったアンケートがありますけれども、「気候変動が自身に与える影響について、懸念しているかどうか」と聞きますと、ドイツを含め多数の国で、懸念している方々の割合は増えるのですが、日本とアメリカは減っており、日本の減り幅はアメリカよりも大きいということです。このように、認知度は上がっているけれども、環境意識が上がったかという、そうは言えないというよ

うなデータが手元にあるというところです。

さらに環境教育に関する課題について次の 16 ページ以降にまとめています。まず、これは令和 2 年に環境省がとったアンケートですけれども、「E S D・環境教育の実施に対して先生方の意欲はどの程度ですか」と聞きますと、「意欲が高い」、「どちらかといえば意欲は高い」と答えていただいている方が半数程度ということになります。

そして課題は、適切な教材やプログラム等の準備ができない、カリキュラムデザインが難しい、授業時間の確保が難しいというところで多くの懸念が寄せられているというところです。様々な教科書を含め資料を活用いただいているという実態もあるようですけれども、半数程度の状況においては、地域、NPO、企業等との協力・連携等、具体的な活動がないというような実態もあるようです。そもそも 17 ページにあります通り、先生方の勤務実態調査によりますと、依然として長時間勤務の教員が多い状況という実態もあるようです。

18 ページにいきます。E S Dは、もともと行動変容・意識変容に結びつけるということを最終目的として行っているわけですけれども、「SDGs という言葉は知っていますか」と聞きますと「知っている」と答える方が多く出てきております。しかし、「何らかの行動を起こしていますか」と聞くと、未だ 6 割が「行動に結びついていない」と回答すること、そして、「何か取り組みをされていますか」と質問しても身近な取り組みに集中しているという現状があります。

それから、個人よりも政府や行政・企業の方で社会課題の解決に取り組むべきだというようにお答えになる方も多いという実態があります。

また、もう一つの課題としまして、脱炭素分野のデータとなりますが、環境分野における人材の不足というものが挙げられると思います。温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）に基づく地方公共団体の実行計画の策定が進んでいないわけですけれども、その理由を聞くとやっぱり人がいないというようにお答えになる。

そして、企業にとっての脱炭素化を進める上で最も影響が大きい課題は人材不足であるというように経済財政白書でも言われているということで、昨年度（令和 4 年度）の新しい資本主義の実行計画・フォローアップ、あるいは教育未来創造会議の第一次提言におきましても、このようなグリーン人材の育成・確保が必要であるというような記載が盛り込まれているところです。

そして 20 ページにある通り、この人材育成は環境分野におきまして様々な省庁が既に取り組みを進めているところです。人材派遣を行ったり、研修を行ったり、実地で取り組むような研修を行ったりというようなことを実施しているわけですけれども、特に最近、赤文字で書かれております脱炭素分野におきまして様々な取り組みが追加されているところです。

即戦力人材を引き続き一層充実させることが必要であるということが言えるかと思えます。ただ、この即戦力人材になっていただくためには、環境教育の分野から一足飛びにここまでいくというのはなかなか難しく、その間に 2030 年に 20 代後半となるような中核を担うリーダーとなるような大学生向けの人材育成、こちらを充実させる必要があるのではないかとこのような実態があります。

そして 21 ページです。先ほど、一部ご紹介がありましたが、文部科学省、経済産業省、環境省が賛同する大学等と連携して、カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリションというのを設置しております。その中の人材育成ワーキングでまさに、このカーボンニュートラル教育の共有、それから知識の分析、教育プログラムや教材の開発の検討などが行われているという状況です。

引き続き環境省といたしましても、この大学等コアリションとの連携、協力を進めていきたいと思っておりますし、また大学等における基盤研究や学部転換等の支援なども文部科学省で検討を実施されているというように承知しています。

これらの課題がある一方で環境教育自体だけではなく、それを取り巻く状況も大きく変化しています。23 ページは、令和 5 年度の環境省重点施策の資料ですけれども、まさしく今気候変動の他にも、循環経済、それから生物多様性における様々な問題があり、加えまして、ロシアによるウクライナ侵略とエネルギー安全保障などなど様々な課題が出てきています。

そして今、新しい資本主義の中では対症的に解決するのではなく、解決に向けた取り組み自体を付加価値創造の源泉として成長戦略に位置付けるということをやっております、これを受け環境省としましても、炭素中立、循環経済、自然再興の同時達成により、新しい資本主義に貢献していくということを謳って、各種施策を今打っているところです。

そして、もう一つが教育自体、持続可能な開発のための教育に関する動きです。2015 年にグローバルアクションプログラムが開始され、その最終年である 2019 年に実施計画のレビューが行われました。そしてそれを基礎として国際的な E S D のイニシアチブとして、2020 年から 2030 年を対象とする「持続可能な開発のための教育：S D G s 実現に向けて (E S D for 2030)」というものが今打ち出されているところです。

そしてこうした枠組みを踏まえて、文部科学省、環境省、関係省庁で作られている E S D の実施体制がありますが、そこで第 2 期 E S D 国内実施計画というのが策定されており、それに基づく施策が今実施されているという状況です。

非常に駆け足でしたけれども、環境教育等促進法の施行状況について、環境省からの発表は、以上とさせていただきます。

では、続けて文部科学省お願いします。

文部科学省・濱部課長補佐： 文部科学省の濱部と申します。それでは私の方から環境教育等促進法の施行状況につきまして、ご説明をさせていただきます。資料 4 と、参考資料 6 で教育振興基本計画に関する資料がございますので、お手元にご用意をいただければと思います。それでは、資料 4 をもとに説明をさせていただきます。1 枚、資料をおめくりいただいで宜しいでしょうか。

環境教育の推進についてということで、文部科学省におきましても、豊かな環境を維持しつつ持続可能な発展ができる社会を構築するために、広く国民全体で環境の保全に取り組むことが重要であると考えております。

このため、国民が発達段階に応じて、あらゆる機会に環境の保全についての理解と関心を

深めることが出来るよう、学校教育ですとか、社会教育において環境教育の推進のために必要な施策を行っております。この主な施策をご覧くださいと、学習指導要領における環境に関わる内容の一層の充実ですとか、環境に関する優れた実践の促進、および普及、環境を考慮した学校施設、エコスクールの整備推進、環境に関する子どもの体験活動の推進、持続可能な開発のための教育（E S D）の推進などの取り組みを推進しているところです。

資料3 ページ目をご覧ください。文部科学省における環境教育・環境学習の関連政策に関する全体資料になっております。文部科学省においては、大きく緑色の学校教育関係、オレンジ色の社会教育・青少年教育関係、青色のE S D関係において環境教育の関係施策を行っています。

まず、緑色の学校教育関係につきましては、学習指導要領において環境教育に関する内容が盛り込まれており、平成29年度以降の学習指導要領改訂の際に、社会科や理科、技術家庭科などを中心に環境教育に関する内容を記載しているところです。こちらの内容につきましては、4ページをご覧ください宜しいでしょうか。

令和2年度から、順次全面実施をされております各学習指導要領では、これからの学校には、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められていることを明記しております。

この持続可能な社会の創り手となることが期待される子どもたちが、環境問題について理解を深め、環境を守るための行動を取れるようにするため、環境教育を充実させていくことが重要だと考えております。

具体的には、小学校の理科におきましては、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うことが記載されております。また、中学校の理科においては、エネルギー資源の有効な利用が大切であることを認識する、気候変動や外来生物にも触れるなどが記載されているところです。自然環境、エネルギー、気候や生物など環境に関する多様な内容を学ぶこととしています。また小学校・中学校の社会科においても、自然環境やエネルギーなどについて記載されているところでして、教科横断的な視点で環境に関する教育を推進しているところです。

それでは資料の3ページにお戻り頂いて宜しいでしょうか。環境教育に関する優れた実践の促進および普及等の項目です。こちらについては、先ほど環境省の資料にもございましたが、環境省との連携協力により、教員等を始めとする環境教育・環境学習の指導者に対する研修事業を開催しているところです。

また、健全育成のための体験活動推進事業としまして、児童生徒の農山漁村等における一泊二日以上宿泊を伴う体験活動に対する国の3分の1の補助事業を行っているところです。

さらに、環境に考慮した学校施設としてエコスクールの整備を推進しています。エコスクールは、施設面、運営面、教育面において留意することが必要ですが、例えば、施設面ですと、校舎の外壁に断熱を施すような環境への負荷を低減させる設計とすることですとか、運営面では例えば太陽光とか、風力などの自然エネルギーを有効活用することなどがあります。また教育面においては学校施設を教材として、子どもたちが仕組みとか、原理を学んで

環境に優しいエネルギーの使い方を知るなど、地域の環境教育の発信拠点として、先導的な役割を果たしているところです。

続いて、オレンジ色の社会教育・青少年教育関係になります。地域における環境教育の推進として、持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育および環境教育推進事業を行っています。消費生活の足場とも言える環境保全や、そのために行われる環境教育は消費者教育との関わりも深いということで、消費者教育と連携する形での取り組みの普及啓発などを行っているところです。

続きまして資料の右側をご覧ください。環境に関する青少年の体験活動の推進におきましては、体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクトとして環境に関する青少年の体験活動の推進に向け、自然体験をはじめとした青少年の体験活動の機会の充実を図るための普及啓発事業や、調査研究事業、民間企業が実施する優れた取り組みへの表彰事業、長期自然体験活動のモデル構築事業などを行っています。9ページにこの体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクトの概要資料を添付させていただいております。

この資料の背景課題にもありますが、少子化、核家族化、デジタル化、これらが進んでいく中で子どもたちのリアルな体験が不足していると記載があります。コロナ禍もあってこの傾向に拍車がかかっている状況となっているところです。このため、この資料の5番、企業等と連携した体験活動推進体制構築事業とありますが、今年度から、こうした減少した子どもたちのリアルな体験機会を取り戻すため、企業と連携して、体験活動の推進に積極的に取り組む地域ですとか、企業、教育機関などの様々な関係者との連携促進のための体制構築にも取り組んでいるところです。

それでは資料3ページにお戻りいただいて宜しいでしょうか。環境に関する青少年の体験活動の推進の事業として国立青少年教育施設において、指導者の養成や体験活動の機会と場の提供等を行っています。独立行政法人国立青少年教育振興機構は、全国に28の青少年教育施設があります。これらの施設において自然体験活動をはじめとした教育事業を実施するとともに、青少年教育指導者の養成、青少年教育に関する調査研究、青少年の教育団体が行う、自然体験活動に対する助成等を行っています。

最後に青色の部分、E S D関係についてご説明します。E S Dに関しては、ユネスコ活動の活性化のために、ユネスコ活動の情報発信や連携の強化のためのプラットフォーム、事務局の構築・運営、ユネスコスクールのネットワーク拠点の運営、ユネスコ世界ジオパーク拠点、ユネスコエコパーク拠点の運営などを行っているところです。またSDGs達成の担い手に必要な、資質能力の向上を図るためのカリキュラム等の開発実践の取り組み、教師の資質能力向上のための取り組み等に対する戦略的な支援を実施しています。

具体的には5ページをご覧ください。宜しいでしょうか。持続可能な開発のための教育（E S D）とは、1人1人が現代社会における地球規模の諸課題を自らに関わる問題として、主体的に捉え、その解決に向け自分で考え、行動する力を身につけるとともに、新たな価値観、行動変容をもたらすための教育としております。これらは国際理解、環境、文化多様性、人権、平和等の分野とも、持続可能な開発の観点から統合させ、分野横断的に行っています。

E S Dは2002年のヨハネスブルクのサミットにおいて日本が提唱した考え方で、S D G sにおける教育に関する目標であるS D G 4を含む全てのS D G s達成への鍵であることが、2019年の国連総会決議で確認されています。

6ページをご覧くださいませでしょうか。新しい学習指導要領においては、全体の内容に関わる前文や総則においてE S Dの理念である持続可能な社会の創り手の育成が掲げられており、全ての学校段階において、E S Dが実践されることになっております。

また、参考資料6で、6月16日に閣議決定をされた第4期の教育振興基本計画の54ページをご覧くださいませると、E S Dの推進による持続可能な社会の創り手を育むことですか、この54ページの下の方に、環境教育の推進についても記載されているところです。

資料の7ページになります。第4期教育振興基本計画にも記載されていますが、ユネスコ憲章に示された理念を実践する学校として、ユネスコスクール、これをE S D推進の拠点として位置づけているところです。日本国内での加盟校が2023年3月現在で1,115校となっており、世界最多という状況です。ユネスコスクールでは、学校間ネットワークを活かして、環境を含む様々な分野における交流、協働学習、好事例の共有などに取り組んでいます。

資料の最後8ページになります。文部科学省では学校現場においてE S Dの一層の推進を目的として、E S D推進の手引きを作成しております。本手引きではE S D実践のためのカリキュラムデザインですとか、学校内外での連携方法を盛り込むとともに、具体的な取り組み事例などを記載しているところです。本手引きを活用して、各学校における持続可能な社会の創り手の育成に向けた、教育活動に役立てていただきたいと考えているところです。駆け足でしたが文部科学省からの説明は以上となります。

二ノ宮座長：ありがとうございました。ただいま環境省・文部科学省からそれぞれ説明をいただきました。この後、質疑応答の時間に入りますけれども、先ほど増田委員が入室されたようですので、1分間程度で自己紹介をお願い出来ますでしょうか。

増田委員：遅れての参加で申し訳ありません。鶴見大学短期大学部保育科におります増田直広と申します。今の保育の分野で、学校教育と違って領域という分野での学びになるのですが、その環境の部分を担当しているところです。環境教育あるいは自然体験活動の要素を学生に伝えていこうということをやっているのですが、元々は体験の機会の場の第1号認定をいただいたキープ協会というところで働いていました。今日のお話は、以前居たところ、そして今の立場でもすごく繋がるなと思っていますので、自分自身も学ばせていただきながら、関わっていただけたらと思っています。

二ノ宮座長：事実関係の確認のため、10分程、質疑応答の時間を取らせていただきます。意見交換については後ほど時間を取りますので、今回はご質問のみでお願いいたします。ご質問がある方は、会場でご参加の委員の皆様は、席札を縦にしてお知らせください。WEB会議でご参加の委員の皆様は、参加者画面のご自身のお名前横にある挙手アイコンを押していただくか、チャット機能でご発言の希望がある旨お知らせいただければと思います。まず会場

で、ご参加の委員、次にWEB会議でご参加の委員の順番で、私から指名します。指名を受けた方は、会場の方は机の上のマイクで、WEB会議の方は、マイクのミュートを解除して、ご発言いただきますようお願いいたします。

それでは皆様いかがでしょうか。たくさん情報がございましたので、少しお時間かかるかもしれませんが、少しお待ちしたいと思います。では、島岡委員、お願いいたします。

島岡委員： 私もまだ知識が足りないところがありますので、教えていただきたいのですが、文科省と環境省が発表されましたが、こちらの二つの省庁の取り組みの連携というか、繋がりというか、そういうのはどのように行われているのか教えていただけますか。

環境省・河村室長： 環境省の河村でございます。もし、補足がありましたら文科省からもお願いいたします。大雑把に申し上げますと、学校の中になりますと文部科学省、学校の外になりますと環境省とそのような大まかなくくりになっております。環境省に関しましては、まさしく自治体、他にもネットワークを通じて様々なNGO・NPOと繋がるとか、あるいはネットワークの中でも、環境省と文科省で作った地方のESDセンターから、さらに様々な団体が加わっていただいている地域の拠点というのもございます、180ヶ所弱あるのですけれども、そのようなところが主に環境省の取り組むべき領域でございます。学校の中につきましては先ほど文部科学省の発表にありました通り、学習指導要領ですとかユネスコスクールですとか、そのようなところに文科省は注力されているという状況でございます。もし抜けがありましたら、文科省からお願いします。

文部科学省・濱部課長補佐： 今、大きく学校の中は文科省という話がありましたが、例えば社会教育などは大人のための学習機会を提供しておりますので、図書館や公民館といった場所等での教育活動等も行われております。学校だけではなく、広く生涯学習という観点の学びがありますので、そういった観点でも文科省としては関わらせていただいております。

環境省・河村室長： すみません。ちょっと大雑把過ぎました。社会教育施設を抜かしてあります。

二ノ宮座長： それでは他の委員いかがでしょうか。では關口委員お願いいたします。

關口委員： 環境省の資料3ですけれども16ページ、学校現場にアンケートをとられております。これは、教員に聞いているアンケートかと思うのですけれども、在籍小学校なのか中学校なのかまた高等学校、大学なのか、その辺りによってだいぶこの回答の温度が違ってくると思うのですけれども、これは具体的にはどの学校になりますか。

環境省・河村室長： 参考資料の1を開けていただければと思います。こちらのアンケートにつ

きましては、インターネットによる回答ということで、一般国民の方向けとそれから教職員等教育関係者向けということで、教育関係者向けのデータの一部につきまして、ご紹介したところです。表紙にあります通り、全国の教職員等教育関係者の1,000人を抽出し、この範囲は小学校、中学校、高等学校ということで、答えていただいた方の半分以上が学校教員、その中でも地域バランス、それから小中高のバランスも取れるように抽出を行いまして、その上でこのデータ取っているという形になっています。

二ノ宮座長： では他にいかがでしょうか。オンラインでご参加の委員も何かありましたら挙手マークをお願いいたします。まだ咀嚼するのに時間がかかるという面もあるかもしれませんが、それでも、それでは、先に進ませていただきます。後ほど意見交換の時間がありますのでその時にご確認いただければと思います。

二ノ宮座長： では、議題3-環境教育等促進法の施行状況の検討に関わる論点について、環境省から説明いただきます。お願いします。

環境省・河村室長： 資料5をお開きください。先ほど発表させていただきました環境教育等に関する現状と課題を踏まえまして、論点を事務局の案として書かせていただきました。勿論、この案は今、発表した中身を踏まえた形の内容になっておりまして、事務局の方で気づきがない点、不足の点、或いは全く別の観点から必要な論点等がありましたら、是非この後の意見交換の中でご指摘いただければと思います。

まず、「現状」で3点挙げております。学校・家庭・職場・地域あらゆる場において、環境教育が推進されるよう、国・自治体・民間団体等で、それぞれ基盤整備・普及啓発が行われているということです。その中でも、取り組みの中身としては、自然共生等の分野の取り組みが多かったというように思います。

それからE S Dの推進につきまして、手前みそですが「E S D推進ネットワーク」など様々な形でネットワークが形成されていまして、取り組みの裾野の広がりを見せていると思います。

3点目です。E S Dのような取り組みも踏まえて、日本人の環境問題への認知度は高い水準にあるということですが、環境意識が高まっているとは言えないということです。とりわけ、先ほどのアンケートにありましたように、「気候変動対策を行うと生活の質が脅かされる」と考える市民が多いということです。それから「気候変動が自身に与える影響について懸念している」と答えた割合も低下しているというようなことが挙げられるかと思えます。

「課題」も3点挙げさせていただいております。教職員の現場に関する調査結果も紹介しましたが、学校現場での教職員の負担が増しているということもあり、この観点を考慮して、実態に即した形での環境教育・E S Dの普及展開方法を考える必要があるのではないかとということです。

それから、学校教育の実践を推進する体験の機会の場合など、活用に関する仕組みを更に充実させていく必要があるのではないかとということです。

それから、こちらはE S Dのそもそもの目的の関係ですが、持続可能な社会づくり、先ほど申し上げました環境、経済、社会の統合的向上、それから脱炭素・循環経済・ネイチャーポジティブ等、様々な課題がある中で、持続可能な社会づくりを進めるためには、個人の意識変容・行動変容も進める必要があります。それがE S Dの目指すところでもある社会変容・S D G sの達成に繋がる実践と学びであり、これを一層推し進める必要があるということです。

しかしながら、気候変動問題についてデータを紹介した通り、とりわけ脱炭素分野において、自治体や企業での人材不足は深刻となっているという現状と課題もあります。これらを踏まえて、「論点」を3つ挙げさせていただきました。

まず一つ目は、学校教育において、現場の負担を軽減しつつ、環境教育・E S Dをより一層推進するためには、どのような支援、例えば支援ツールというふうに書きましたが、ツールに捕らわれず、どのような支援のあり方が必要か、ツールや体制について、何が必要かということです。

二つ目は、個人の学びが意識や行動の変化に繋がり、これらが社会全体の変容をもたらす原動力になるということです。そうした流れを着実に進めて、環境、経済、社会の統合的向上を図るために、協働取組を皆で取り組んでいく必要がある。それぞれがバラバラではなくて、パートナーシップやネットワークの中で取り組む必要があるということです。それを地域や企業を巻き込みながらどのような枠組み、方向で進めるべきかという論点を挙げさせていただきました。

それから3番目は、カーボンニュートラルな経済社会、資源・循環経済、ネイチャーポジティブの実現、GXの実現、様々な分野で人材の育成が必要となっております。その人材育成を進めていくために必要となる環境教育の部分で果たせる役割というのが、どういふものがあるかを論点として挙げさせていただきました。

繰り返しになりますが、これは事務局が調べた限りにおきまして、案としてお示したものでありまして、先生方の意見を頂戴できればと思います。

二ノ宮座長： ありがとうございます。ただ今、環境省から環境教育等促進法の施行状況等を踏まえた論点案ということで説明をいただきました。これについて、皆様のご意見をいただけますと幸いです。先ほどの議題2についてのご質問ということでも構いませんので、ご発言の冒頭にその旨をお知らせください。

なお、ご発言は1人2～3分ほどということにさせていただければと思います。なるべく双方向の議論ができるようにということですので、ご協力をお願いいたします。先ほどと同じように会場でご参加の委員の皆様は席札を縦にしてお知らせください。WEB会議でご参加の委員の皆様は、参加者画面のご自身のお名前横にある挙手アイコンを押していただくか、チャット機能でご発言の希望がある旨お知らせください。まず会場でご参加の委員、次にWEB会議でご参加の委員の順で、私から指名いたします。いかがでしょうか。では、棚橋委員、その後に山崎委員、お願いします。

棚橋委員： 現状認識について、二つほどお伺いします。二つ目に「持続可能な社会創りに向けた取り組みの裾野も広がっている」と書かれています。現場にいと、とてもそうは思えません。これはどのような認識のもとで仰っているのでしょうか。

もう一つは、3つ目のSDGs。SDGsの浸透はされていますが、SDGsのバッジをつけて、何かSDGsウォッシュをされている感がある。認知度は高いとしても、気候変動対策は自分の生活の質を脅かすというネガティブな考えが多い状況があるというのは、環境教育の問題なのか。社会全体の意識の問題なのかという辺りはどのように捉えますか。

二ノ宮座長： 棚橋委員ありがとうございます。二点ありましたが、環境省の資料についてということで、環境省のご回答いただけますでしょうか。

環境省・河村室長： 一人一人に回答した方が良いですか。それとも、まとめたの方が宜しいですか。とりあえず、一人一人で宜しいですかね。

二ノ宮座長： 今の問いについては、それで宜しいですか。では、そのようにお願いいたします。

環境省・河村室長： まず、一点目の裾野が広がっているか、広がっていないか、という点です。これにつきましては、0か1かということよりも、ある程度ポジティブに捉えて、さらに良くしていこうと思うか、足らざるところからスタートしてとにかく大きく変えなければいけないと考えるか、という話かなというふうに捉えております。私が、この裾野が広がっているのかという質問に「広がっている」とお示しした根拠は、環境省の資料の8、9、10ページにあります通り、全国を見てまいりますと、様々な優良な事例がありまして、そういうものが環境大臣賞のみならず、文部科学大臣賞等、様々な大臣賞のレベルまで到達しているというところではあります。

このように全国に幾つかの事例があるのですけれども、やはり問題となっていますのは、それぞれの地域ごとに個別の地域の努力に留まっている、或いは、もっと言いますと、個別の学校・個別の先生の努力に留まっているところがあり、その広がりが見えてない点、非常に局所的な現象に留まっていることが問題とされているところではあります。

このあたりをうまくネットワークし、さらに広がりを見せていくところが課題です。全く取り組みがないということではなく、このように良い取り組みが、幾つか全国で行われている。それらをうまく繋げてさらに広げ、さらに浸透させていくという方向で考えてみたというのがまず一点目です。

二点目のSDGsの認識については「グリーン・ウォッシュ」とか「SDGsウォッシュ」というように棚橋先生は仰っておられましたが、「SDGsウォッシュ」という形が、もしかしたらあるのかもしれませんが。また、環境教育の問題というより、社会全体の意識の問題なのかもしれません。この辺りも様々な議論があります。

実は棚橋先生にもご参加いただいている中央環境審議会で、まさに環境基本計画の見直しを行うにあたり、この日本の意識と世界との乖離の問題になりまして、それがどういう原

因で起こっているのかということについても、様々な議論があります。

教育に関係されていない先生方は「学校の教育をもっと充実させるべきだ」と仰います、教育を実際にやられている先生方は「もう少しやりたいが、なかなかできない」などと仰り、他には「社会に環境問題に対するこれまでの国の情報発信の仕方とか、議論の中身とか、様々な問題が積み重なっていったのではないか」というようなことを仰る先生もおりまして、我々の方でも原因が掴めていないところです。

いずれにしても、統合的向上のために何が必要かということを変更して見つめ直し、その上で環境教育の現場で何ができるのかという方向で議論を進めていただけると今後につながるのではないかと考えた次第です。

二ノ宮座長： ありがとうございます。個別の努力に留まっているというお話が、先ほどの棚橋委員の一つ目のご指摘とも繋がる部分かなと感じます。では続けて、先ほど挙手をいただいている山崎委員お願いいたします。

山崎委員： ありがとうございます。これは質問というより、これからこの会議での議論を進めていく上の前提として、必要かなという視点になります。今回の見直しは前回から5年ぐらい経っているということですが、大きな社会の変化の一つに、新型コロナウイルスの地球規模のパンデミックがあらうかと思えます。今までのご説明の様々なところで人々の意識の問題がクローズアップされ、コメントされておりました。その中で、新型コロナウイルスのパンデミックを経験して、意識が変わらなかったのかは基本に押さえておきたいと思いました。

おそらく気候変動も、生物多様性の喪失も、新型コロナウイルスのパンデミックも、根の部分で原因は、繋がっていると個人的には思っています。その意味において、日本人を含め地球に住んでいる人類は、意識が変わったのか、それでもなお変わらなかったのか、この辺りの最新の調査か研究のデータがあれば、また違った議論の土台になってくると感じました。ここですぐ回答を求めるものではないですが、今後の議論の前提として重要な視点と考えましたのでコメントさせていただきました。

二ノ宮座長： ありがとうございます。重要な論点かと思えます。今後また情報があるか確認しながら進めていければと思います。他の委員、いかがでしょうか。藤田委員、お願いいたします。

藤田委員： 説明ありがとうございました。論点を3つ出していただきましたが、私は二点、意見があります。

この論点の一点目に、教員・教職員向けにどのような支援ツールが必要か、支援体制が必要か、というご提案がありました。しかしこれだと「教員を支援する」即ち「教員の負担がベースにある」という意味で、教員が担う・負うという部分は変わらないと思うのです。

「教職員の方々のなり手が不足していること」や「大学生が教員を目指さなくなっている

こと」が問題になっています。その原因のひとつは、教職が大変だという情報が彼らに回っているからです。それなのに「環境教育を支援するから、もっとちゃんとやりなさいよ」と負担を強いるのは益々担い手を失うことになるのではないのでしょうか。そういう方向性ではなくて「完全に外注する」ことも含め、環境教育に関しては「完全に教員の負担を減らします。なくします」とするの一案だと思います。環境教育の外注を学校教育で取り入れれば、その分の教員負担が減るといって、今までのロジックと全く逆をいくような革新的な方向性が考え得るのではないかなと思います。この機会に、こういう観点を組み入れてはどうでしょうかという提案が一点目です。

二点目は、この論点の中に、資金面、お金の話が無いということです。色々な活動をするには、資金は必要で、インセンティブになるものが必要だと思います。環境教育は「良いことやってる」からこそ「やりがいに頼る」という側面もあるため、その点も変えていかなければいけないと思うのです。本日の委員の中にも学生時代に行っていた環境教育活動が専門的な仕事になった方がいますが、そういう人がどんどん増えるためにも、資金面についても、ここの中で議論できれば良いのではないかなと思います。そのような議論は可能なのでしょうか。

二ノ宮座長： 藤田委員ありがとうございます。ご質問というよりは、ご提案だと思いますので、この後まとめてと思いますが、それでよろしいですか。

環境省・河村室長： そうですね。

二ノ宮座長： では、会場の委員から、島岡委員お願いいたします。

島岡委員： 論点に関して、意見・質問を述べさせていただきたいと思います。論点②で、特に「個人の学び」と「社会的な学習」が原動力になるので、「協働取組・パートナーシップ・ネットワークを、地域や企業と巻き込みながらどのような枠組み、方法で進めるべきか」という文言が入ったのは大変素晴らしいと思っております。私自身も、協働取り組みの促進事業に長年関与してきた経験から、非常に素晴らしい知見がこの関係者の中に溜まっていると思います。例えば5年間で協働取組として、49団体もの取り組みが集まり、全国の素晴らしい取り組みとそれがどういう協働によってもたらされたのか、どういうステークホルダーがどういうふうに変化していったのか、同様に、地域循環共生圏の取り組みでも様々な知見が溜まっていると思います。このような具体的な事例から、どういう機能がうまく動いたのか、この点を論点としてどのように深化させるかをお伺いしたいです。今まで集まった知見を、このような場で共有するような機会があれば大変素晴らしいと思うのですが、いかがでしょうか。

二ノ宮座長： これについては回答をお願いします。

環境省・河村室長： 今、お話のあった地域循環共生圏は、まさしく環境省中心に行っている取り組みです。また、協働取組につきましても環境省の民間活動支援室が所管でして、その補佐も教育室の併任となっています。私もそのような協働取組や、様々な団体による取り組みの知見事例が溜まっていると報告を受けているところです。協働取組についても、環境教育等促進法の中に既に規定があり、それからこの基本方針の中でも、項目の一つに入っておりますので、さらに地域循環共生圏の広がりとか知見の蓄積・事例の蓄積を踏まえて、どのような展開が考えられるのかというところを、この後の専門家会議の予定の中で、共有する機会を設ける話をしようと思っていたところですので、そこで、さらにご指摘・ご意見をいただければと思います。

島岡委員： 本当にありがとうございます。まさに、先ほど文科省の説明にもありました通り、学校の中よりも、社会的な繋がりや、社会的な学習の境界が曖昧になってきている。まさにそういう社会的な学びや、大きい意味での環境学習とか、環境に関する学びとか、行動変容というのを捉えていく必要があると。社会全体がどういう風に変容するかというところで考えていく必要があるというように思っている次第です。

二ノ宮座長： ありがとうございます。既存の学校教育の中にとらわれない形で議論をしていかなければならないというご提言と受け止めました。合瀬委員、お願いします。

合瀬委員： 私は、ここに参加させていただくのが初めてですから、基本的なところを聞かせていただきたいです。今の検討に係る論点の現状・課題等に、「認知度は高い水準にあるけれども行動変容に繋がっていない」や「実測に即した環境教育 E S D の普及・展開方法を考える必要がある」といった文言が出てきます。私も行政の他の会議に幾つか関わらせていただいたのですが、どういうふうに関係に目指したものが達成されているのかを評価する際、K P I などの指標を使います。今回は最終的な目標を、どこに置くのか。つまり、環境教育が進められていることを、どのように確認、評価するのか。それともそれによって何かが成し遂げられたことを成果とするのか、ゴールを教えていただければと思います。以上です。

二ノ宮座長： これはご回答いただける内容ですか。

環境省・河村室長： ありがとうございます。計画ができた後の話だと思って、少し油断してしまいました。計画あるいは基本方針ができた後にこれをどう測っていくか、どのような指標を定めるか、これは様々な考え方があると思います。

一つには、アウトプットとアウトカムという言い方がありますが、例えばこの取り組みを進めることによって、このような今ご紹介したような様々なイベントなり、地域の取り組みなりの数を測るという方法、あるいは参加者を測る方法、参加者の推移を測っていく方法などがあります。E S D のネットワーク全国 1 ヶ所、地方 8 ヶ所、地域約 180 ヶ所の拠点のネットワークにおきましては、どのような形で、何件、どのような活動を行ったかを定点観

測しておりますので、ネットワークで取れる範囲におきましてはそういう形でアウトプットの推移を測ることができます。

それから、それで世の中がどう変わったかというアウトカムは計測が難しいです。一つには、教育現場におけるアンケートです。他には、意識に関するアンケート、民間団体のアンケートなどを紹介させていただきましたけれども、そういった調査の中で、もし適切なものがあれば、それで定点を測ってみることも考えられるかもしれません。変容をどう測るか、どの指標を使うかにつきましては検討課題として、引き続き事務局の宿題とさせていただければと思います。

合瀬委員： どの指標（数字）を導入するかどうかについても検討ということでしょうか。

環境省・河村室長： 仰る通りです。現在、我々が持っている数字の他に、別の指標（数字）を取った方がよい等、ご意見が出てくるかと思っておりますので、それらをまとめて検討していくことになるかと思っております。

環境省・上田総合環境政策統括官： 私がこういうところで喋るのは、あまり良くないかもしれませんが、お手元の参考資料2に、環境教育等促進法の条文が書いてあります。その法律の1ページ目の目的（第1条）に、教育と学習というところで、どこまでのターゲットになっているのかというところで、立ち戻るとすれば、この条文になると思います。環境教育、学習で理解を増進し、行動に繋げていくところで、その先の環境を良くしようというのは、規制的手法、経済的手法、いろいろな手法があるなかの一つとして教育・学習というものもあるので、そのパフォーマンスによって結果としてCO₂が減るかどうかなど等は、政策全体の結果ですから、教育の視点から測るのはなかなか難しいです。従って、その手前の「理解が増進されたかどうか」「行動に繋がるような意欲に繋がったか」というようなターゲットになっていくものと思われま。その際に、先ほど室長が発言したような数値的な目標が設定できるかどうか本検討会の中で議論させていただければ良いと思っています。

二ノ宮座長： ありがとうございます。環境教育の評価は、非常に重要な点かと思っております。では、關口委員、ご発言をお願いいたします。

關口委員： 話したいことはたくさんありますが、発言してよいかどうか微妙なところがあります。資料3の10ページの環境問題への取り組みですが、全国の各学校の取り組みが紹介されていますが、この事例は少数精鋭というより、散発的だと思っております。例えば、10ページに載っているコンクールですが、たまたま昨年度、私も関わらせていただいたものがあるのですが、小・中の応募は、ほぼ個人の応募でした。高校は部活動の応募、大学は研究室の応募が多かったです。

このような中で、例えば学校現場の教員を対象に「ESDを知っていますか」というアンケートをとったら、（実際には怖くて取れないですけど）おそらく、惨憺たる結果（％）

になると思います。SDGsの認知度は高いですが、ESDは9割ぐらい知らないのではないかと思います。それは、ESDは、元々概念的なもので理解しづらいため、もっと教員に向けて、環境教育とESDが並んで1本の線で繋がっているという啓発（広報）を行なっていく必要があると思います。

一方で、先ほど質問させていただきましたが、小学校に関しては、環境教育（ESDも含めて）に取り組まなければいけないと考えている教員が半数以上いると思います。これはコロナ禍前に私どもの研究会が実施したアンケート結果とも合致しています。小学校は、「環境教育をやらなければいけない」「やりたいと思っている」ということは、小学校や中学校が、環境教育を実施できる状況を整えてあげれば、実施できるし、教員側の自己充足感・満足感も上がってくるのではと思います。

では、どのようにすれば取り組めるのかについては、論点①と②に関連します。例えば、論点②では、どのような支援ツールが必要か、またどのような支援体制が必要か、と書かれていますが、従前のようにテーブルの上に「これがありますよ。」と並べるだけで良いのでしょうか。具体的に、アプローチの方法を示さなくてよいのかという点を指摘したいです。学校が選んでくれるのを待っているだけでは、学校現場が忙しいという問題があって、なかなか興味関心がそちらに向かないと思うのです。アプローチの方法がかなり重要になってくるのではないのでしょうか。これは文部科学省、並びに学習指導要領も含めての問題と思っています。

それから2番の論点には、「協働取組パートナーシップ・ネットワーク」と書かれています。確かに、民間団体・NPO 団体で環境問題に取り組む団体は、たくさんあります。実際に継続して学校の授業の中で協働してくださる団体の方は、ほとんどがボランティアの方々です。ボランティアの方々は、とても色々な知識を持っていらっしゃるって頑張っていると思います。そして地元にいるボランティアでないと、継続した取り組みは難しいです。遠方からの1回だけの取り組みでは、本当にイベントで終わってしまいます。現在、ボランティアの方々が高齢化しており、皆さん80歳以上です。その背景には、昨今の経済状況があります。60歳を過ぎても、いつまでも働かなければいけない。働けど働けど楽にならずという状況があります。こういった社会的背景にもメスを入れる論点を加えたら良いのではないかなと思います。そういう現状があることをご理解いただければと思います。

二ノ宮座長： ありがとうございます。先ほどの藤田委員のご指摘とも繋がる部分と思いました。

時間が限られてまいりましたが、このあと品川委員、池田委員、飯田委員の順番で、その後オンラインの委員にお願いしたいと思います。では、品川委員お願いいたします。

品川委員： ありがとうございます。私は、民間事業者として、複数の学校の教育現場に関わっています。その過程で、非常に悩ましい部分が、論点①と論点②で、良く、この二つの論点が弊害になっています。例えば論点①ですが、先生が頻繁に変わり、生徒が卒業していくので、地域の課題、環境の課題を解決していくノウハウが継承されないという問題があります。新しいテクノロジーICTなどで解決する手段があるのではないかと思います。

続いて、論点①の支援ツールと、論点②と両方に関係するのですが、私も民間事業者が学校に入って地域課題を解決しようと思うと、地域の方の協力を仰ぐ場面があります。私も地域の合意形成を得るため、関係者の方々に説明に回るのですが、負担が大きくなるので、学校教育に関与することはできないと言われることがあります。地域だけの問題ではなく、エリアを超えて、多くの方の協力を得る必要があります。テクノロジー支援ツールと、ICTとを掛け合わせながら、この地域の合意形成、協力者を仰いでいくというところをやっていくと、すごく助かるとずっと思っていたところに、この論点①、②が出てきたので、現場で奮闘している身からすると、この論点①、②を議論していくと、何らかの現場の課題が洗い出されてくると思っています。

それと3番目ですね。地方には様々な課題がございます。人材不足は頻繁に聞きます。中国地方だと半導体の人材がない、DX人材がない、グリーン人材がない、地域課題を解決する人材がないというように、多方面の人材がないということで、多くの省庁が人材育成に対して政策をうってきています。

これが地方におりたとき、現場ではバッティングすることがあります。例えば大学であるとか高専にあたっていくと同じ先生にたどり着いてしまう。これを整理する必要があると私も考えていまして、そういった意味でも環境教育にとって何の人材が必要なのかというのを明確にした上で協議するというのは必要だと考えますので、この①、②、③の論点というのはすごく納得性があると感じております。

二ノ宮座長： ありがとうございます。それも重要な論点です。池田委員お願いいたします。

池田委員： ありがとうございます。経済界として、この会議に参加するのは初めてと聞いておりますので、経済界の取り組みも簡単にご紹介したいと思います。私の認識といたしまして、環境教育に関しては、環境省、文科省、学校の方々、NPO・NGO、企業など、様々な主体がかなり推進してきたと認識をしています。

経団連自身も、企業行動憲章という会員企業に行動変容を求める憲章において、気候変動、資源循環、生物多様性などの幅広い環境活動を経営に取り組む「環境統合型経営」を推進しており、その一環として、多くの企業で自社のリソース等を活かした環境教育に取り組んでいます。

経団連のホームページには、企業等の教育支援プログラムのポータルサイトがございます。そのポータルサイトに掲載されている事例だけでも93事例挙っており、その中で環境エネルギー教育は30事例と、全体の3分の1を占めており、企業としても、環境エネルギー教育には関心が強いのが現状です。

また経団連の関連団体として「経済広報センター」があります。経済広報センターでは、40年近くにわたって、学校の先生方に、企業研修を受けていただく取り組みを行っています。具体的には、経済広報センターが受け入れ企業と参加教育委員会を募集して、夏休み期間中に学校の先生方に様々な企業で研修を受けていただくものです。非常に好評で、毎年、年間約1,000人の先生方がこの企業研修を受けていると聞いています。

その他、私も今まで環境に関する様々なアワードの審査員をやってきましたが、そこでも N G O や学校を含めて、様々な主体が環境教育に積極的に取り組んでおられます。それなのに、なぜ、資料に掲載されているアンケートをみると、総じて芳しくない結果となっているのか。皆様方の見解もお伺いしたいところです。一つに、これは本質の議論ではありませんが、環境教育は大変幅広いことから、アンケートの仕方をもう少し工夫したら良いのではないかと思います。気候変動、資源循環、生物多様性など、それぞれ浸透度合いが違うことも考えられます。何がうまくいっていて、何がうまくいっていないのか、もう少し分析ができるようなアンケートにした方が良いと思います。

一例ですけれども、資源循環、例えばリサイクルやゴミの分別は、日本人はかなり実践できていると思います。いずれにしても、客観的、科学的に分析ができるようなアンケートにしていただけると良いと思います。

もう一つの仮説として、環境教育が知識の習得に偏っているのではないかと思います。1年ぐらい前だったでしょうか、ある地方都市のファミレスに入った時、3世代の家族の方々がいて、小学生とおぼしきお姉さんが S D G s のゴールを 1 から 17 まで全部暗記して、おじいちゃんに聞いてもらっていたのですけれど、17 個のゴールを暗唱できても仕方ない。実際にどのような活動をしたら良いのかを考えさせる教育こそが大事だと思います。今、教育政策では探究型学習や S T E A M 教育の重要性が指摘されています。問いを与えて考えさせる教育ですとか、体験して考えさせる教育など、教育の質を変えていく必要があると思います。

さらに、この論点に書いてある「教師の負担軽減」という観点では、思い切ってアウトソーシングしてはどうかと思っています。先ほど申しましたように、多くの企業が出前授業や教材の作成等に取り組んでいますが、教育委員会等の問題があってもなかなか使ってもらえないという悩みはよく聞いてきたところです。

そうした壁をどのように取り払っていくのが課題です。昨日たまたま、つくば市のみどりの学園義務教育学校を視察させていただきました。文部科学大臣等も視察をされている非常に先進的な学校です。この学校では最先端の I C T 教育を推進しているのですが、授業を拝見しても、必ず問いを立てたうえで考えさせるというやり方を実践しています。校長先生に「先生の負担がかなり大変ではないか」と伺ったところ、「外部の方々を利用する。先生と外部の方と細かく調整すると本当に大変なので、そこは割り切って、N G O や企業の方々にお任せをする」と仰っていました。そういう思い切りがあっても良いのではないかと思います。

そして最後に一つ、文科省の資料 9 ページに、今般、体験学習のマッチング支援ポータルサイトを立ち上げることが掲載されています。是非文部科学省と環境省と連携していただき、そのポータルサイトに必要な環境教育がしっかり取り上げられ、コーディネート機能も発揮できるようにすれば、状況が改善していくと思います。省庁連携を進めていただきたく、宜しくお願いいたします。長くなりましたが以上です。

二ノ宮座長： 様々な重要な提言ありがとうございます。申し訳ありませんが時間が限られてき

ましたので2-3分程度でということで残りオンラインに後3名いらっしゃいます。では飯田委員お願いいたします。

飯田委員： ありがとうございます。私の方から端的に二点、お話しさせていただきます。一つ目は、環境省の資料3の16ページのアンケート調査を見まして、学校教員・教育者向けに実施したアンケートのQ4「あなたが環境教育を行うにあたり活用したものは何ですか」という設問で、私の団体は社会教育施設の指定管理をしているのですが、ごみ処理施設や廃棄物処分場、リサイクル施設の活用が9.8%にとどまっているという状況を見て、学校への教育支援として、社会教育施設の活用が少ないというのは大きな課題だなということ、改めて感じました。

また、日本の環境教育の歴史をふりかえると、自然保護と公害対策から始まって、今はごみ、3R、エネルギーなどそういった生活に密接にかかわる分野にもテーマが広がってきていると思います。それぞれ、自然保護教育であれば自然学校、公害教育であれば公害資料館、あるいはごみや3Rであればリサイクル施設、環境学習施設、またその他にも図書館、科学館、博物館、公民館など既存の様々な社会教育施設があり、学校と連携するポテンシャルは既にあるのではないかなと思うのですが、施設はあるもののそこの連携がうまくいっていないというようなところは課題だと思います。是非今後の議論の中でも、学校教員の負担軽減や協働取組の文脈の中で、いかに社会教育施設を活かしていくのか、学校との連携を促していくのかという視点は、皆さんと一緒に議論を深めていきたいと思いました。

もう一つ、私の体験も踏まえて発言させていただきますが、(論点①、②、③にオーバーラップするかもしれないのですが加えて言うなら)環境学習とか環境教育の担い手育成や、担い手になるまでのキャリアをどう考えるのかということも重要な視点だと思います。私自身、中学生の頃に総合学習が始まって環境教育を受けて育ってきた世代ですし、高校生のときに愛地球博があってそれをきっかけに環境を仕事にしたいと思い、大学生のときに先ほどご案内もあった、SOMP O環境財団のCSOラーニング制度(インターン制度)を使ってNPOの存在や価値を知り、今、NPOの代表として環境教育に関わっているという実体験を持っています。勿論、NPOだけが環境教育の担い手としてのキャリアではないですが、学校であれば教員、企業であれば担当部署の社員など、いかに担い手として環境教育を推進していく人を増やしていくのか、そういうキャリアをいかに次世代に見せていくのかということが、今後の推進にも大きく影響してくると思います。

今いる学校の教員、社内の社員の教育をどうするのかということも重要ですが、次に教員になる方の環境意識をどう高めていくのか、いかに環境等の視点を交えて就職活動してもらおうのかという、次世代人材育成を含めた環境教育の担い手、キャリア支援という点も、是非今後この専門家会議の中で議論していければと思いました。

二ノ宮座長： まとめていただき、ありがとうございました。では、オンラインの委員3名、吉田委員、増田委員、豊島委員の順番でお願いいたします。吉田委員いかがでしょうか。

吉田委員： 滋賀県から吉田です。私の方からは論点①、学校教育に関する部分になるのですが、今回論点を挙げていただいておりますのは、現場の負担の軽減という点をお話くださるのかなという印象を受けました。負担という観点でいうと先ほど藤田委員も触れられましたけれども、外注とかそのような選択肢も出てくるかもしれませんが、一方で、私も滋賀県での取り組みとしましては、学校に地域の方が関わっていただくということを大切にしています。

先ほどの關口委員も仰いましたけれども、地域を巻き込むというとても大切な部分につきまして、そうすることによって、例えば卒業後、地域の課題解決に生徒、子どもが取り組んでくださったりしています。あるいは地域そのものへのアウトプットから、これが持続可能な地域づくりにすごく大きな要素となってくるということを考えますと、(負担低減云々とはさておき)、学校教育の充実という意味でも、地域の方を何とか巻き込んでいくというようなことも、論点の一つのポイントとなってくるのではないかと思います。ただ、高齢化の問題は、私達の地域でも同じようなことが起こっており、そうしたことが全国的な課題でもあろうかと思しますので、皆さんとの議論の中にそうした側面を入れていただければと思いますので、宜しくをお願いします。

二ノ宮座長： ありがとうございます。増田委員いかがでしょうか。

増田委員： いただいた論点について、幾つかお伝えをさせていただこうと思います。まず、1番の学校教育の支援について、学校教育、教育機関の中に幼稚園も含まれていますし、幼稚園は保育所やこども園とも垣根がなくなっています。幼稚園の教育指導要領の中に、幼稚園が持続可能な社会のための担い手育成の役割を持つと明文化されているということは、保育所やこども園も同じ役割を担うと考えられます。幼児が学んでいる、過ごしているそれらの施設においては、支援に関しては、ツールというよりは、人が行くという形が求められていると思っています。

そのときにせっかく自然学校とか環境教育関連団体の方が地域にいたとしても、ボランティアとしてだけでは動きにくい状況がある中で、そこにお金をどうつけていくかというところまでの支援を考えていく必要があると思っています。

保育関係者に自然体験活動の研修をした後に、「今後どのような支援が求められるか」というアンケートを取っていくと、やはりフォローアップとしての指導という形で、各園あるいは地域に合わせた形の支援が求められていることが見えています。そこに人が入っていく必要性があると思っています。

二つ目のことに関して、協働を促していくときにハブになるコーディネーターの育成が必要だと思っています。これまでもESDのコーディネーター等の育成をしているかと思うのですが、育成に加えて、活動できる場、あるいは仕組みづくりをしていくことを同時にやっていかなければいけないのだろうなと思っています。地域でのコーディネーターの育成と、活躍できるような仕組みづくりを併せて考えていく必要があると思います。

3つ目として、環境教育は、持続可能な社会実現のために主体的に動ける人を育てること

が大前提ですから、環境教育の役割というのはまさにこの 3 番のことを育成することなのだろうと思っています。今環境教育関係では色々な研修、あるいは人材育成の仕組みなどが動いていますので、こういったことをまず俯瞰しながら、どんな形で育成ができていくのかということを考えていく必要があると思っています。

僕自身も、青少年教育振興機構等の関わりの中で体験活動の指導者育成なども関わっていますが、それらの取組みが ESD なり環境教育に繋がっているってことの発信をもっとしていけるのではないかと考えています。そういった状況の確認などができたら良いと思いました。

二ノ宮座長： ありがとうございます。では、豊島委員、その後に島田委員、お願いいたします。

豊島委員： 私の方から二点ほど申し上げたいと思います。まず一つ目ですが、(全体を通じて感じたことになるのですが)、環境教育自体が教育的な学習が多い印象だったように思います。これは実体験に基づいたことにもなってしまって相対的に言えることではないのですが、実際の環境意識の向上というものは、社会学習を通じて得るものが多いように感じます。以前の発言者にもありましたが、今回の議論では社会学習の有効性なども組み込めたら良いと思いました。

二つ目は、論点①に関することになります。論点①ではどのような教員支援が必要かという議論になると思うのですが、実際には参考資料 1 のページ 3 にある Q12 を見ると、「問題意識を行動に動かすのに必要なのは経済的なゆとりだ」と考えている人が非常に多いのが伺えると思います。経済的なゆとりが問題である以上、教員向けの支援ツールを充実させたり、環境教育を完全に外部依頼にしたりしても、意識を行動に移すのは難しいと思います。その他の根本的な社会構造 (の变革)、消費者国民 1 人 1 人あたりが、行動に移しやすくする必要があるのかなと思いました。

また実際身の回りで環境保全活動に関わっている方々は、金銭的な余裕がある人が多いという印象があります。留学経験があったり、国際会議に行けたりなど金銭的に余裕があるという印象を受けます。このような現状がある以上、経済的格差によって、環境教育でしたり学習の機会に差ができないような心がけも、この議論では必要になると考えております。以上二点でした。

二ノ宮座長： ありがとうございます。これも非常に重要な点かと思っています。では島田委員、お願いします。

島田委員： 今回現状、課題、論点をすごくうまくまとめていると思うのですが、この環境教育の問題は、上からの問題と下からの問題点があるのかなと思っています。

「教える側」からの課題、現状、論点はこれで良いかなと思うのですが、下側「教えられる側」からの課題とか、現状の分析がもう少しあっても良いのかなと思っています。例えば「日本では環境問題対策が経済の向上に繋がらないと思っているのはなぜか」や、關口委

員から指摘がありましたように、こういった良い取り組みをやっていても参加が少ないと、それは何が問題なのだろうか。というところの分析があって、それに対する課題があるのかなと思っています。

本当に体験の機会の場を増やしていくことがよかったのかどうかという分析であるとか、それを今後拡充していくと書いてあるのですけれど、それで解決するのかというところの確固たるものが何かあるのかというところを教えていただければと思いました。

それから下からという意味では、小学生・中学生・大学生・高校生とそれぞれ何をするのかによってだいぶ変わってくると思っており、小学生だったらこれ、中学生だったらこれが良いみたいなのところも、今後検討していく必要あるのではないかと思います。

二ノ宮座長： ありがとうございます。では、お時間過ぎており、私の進行の不便で申し訳ありません。フロアから高尾委員お願いいたします。

高尾委員： 私から一点だけ手短かに失礼いたします。人材育成のところはかなり議論されていると思うのですが、小中高大の連携、すなわち、教育機関同士で連携を進めていくことが重要になるのではとお話を聞いていて思いました。その理由としては、自分自身大学で勉強していても、学問の中だけで議論が止まってしまう、有益な議論を学生同士でしているにも関わらず、社会との連携というものが希薄に感じてしまうということが往々にしてあります。私は三鷹の大学に通っているのですが、その周りには小中高がかなりある中で大学生が、いわゆる下級生、年代が若い者に対して教育をすることは、かなり有効というように考えています。大学生自身が問題を認識し、それをアウトプットする機会、かつ社会との連携を意識できる機会として非常に有効なのではないかなと考えました。

二ノ宮座長： ありがとうございます。もう時間過ぎているところですがけれどももし発言されていない方で一言という方がいらっしゃいましたら、佐藤委員、どうぞお願いします。

佐藤委員： 行動、知識、あるいは認識はあるのだけれども行動変容が伴わないという議論があったと思います。それは「時代だった」と思います。今までは特に日本については経済が非常に不振だったということがあって、環境に対する意識は高く、非常に早期に皆さん動いたわけです。でもその後の経済の問題によって、だいぶそちらの方へ戻って行ってしまったというところがあったと思うのです。ところが今はもう、経済っていうものが環境を動かしている、あるいは逆に環境が世界経済を動かしている。こういう時代になってきているので、これからはおそらく知識があって、変容が起きないということはないと思うのです。

先ほどから負担の問題が指摘されていますが、それをいかにスムーズに効率的にやるのかそういう議論が必要になってくるのではないのでしょうか。そういう世の中になってくるので、いかにスムーズに負担なく日本に定着させるのかと、こういう時代になってくるのではないかと考えております。

二ノ宮座長： 非常にたくさんのご意見、限られた時間の中でどうもありがとうございました。
最後に議題4、今後の進め方について環境省からご説明いただきます。

環境省・河村室長： まず論点につきまして大変広範なご意見いただきありがとうございます。
いただいたご意見につきましては事務局の方で整理した上で、改めて論点の修正、あるいは
補足を踏まえて、次の議論を進めていければと思っております。

今、資料6が表示されております通り、第1回から第6回まで会場の都合もあり、既に日
程を押さえさせていただきました。ご都合の合わない先生には大変申し訳ないのですが、月
に1回のペースで今後開催していきたいと思っております。

それから本日は環境省と文科省のみからの発表ということでしたので、第2回では国交
省、農水省からの発表ということを企画しています。それからそれに加えて、今回学校
の現場の話等もありましたので、その関係でこちらでお願いしている団体の方々もおりま
すので、そういう方々に出ていただいて、事例を共有した上でさらに論点を深めていければ
と思っております。

それから、第3回・第4回はむしろ実務者の皆様方に対するヒアリングを中心にさせてい
ただきたいと思っております。第3回は教育に関する関係者の皆様、そして第4回につ
きましては、協働取組、それから人材育成の関係者の皆様をお呼びして、現場の状況、実情を
踏まえながら、さらに論点に関する意見交換を深めていければと思っております。

これを踏まえて第5回で、報告書案の検討という案文を提示し、ご議論いただきたいと
思っておりますが、今たくさんご意見いただきましたので、1回でまとまるとは事務局は到
底思っておりませんので、第6回の11月16日までお付き合いいただければ幸いです。

二ノ宮座長： ありがとうございます。これで予定していた議事が終わりましたので本日の審
議は終了となります。拙い進行で大変ご迷惑おかけしました。どうもありがとうございました。
た。

環境省・富樫補佐： 皆様、長い時間にわたりご参加いただきましてどうもありがとうございました。
なお本日の議事録につきましては、事務局で取りまとめを行い、委員の皆様にご確認
いただいた後、環境省ホームページに掲載させていただきます。

以上をもちまして本日の第1回環境教育等推進専門家会議を終わります。本日はどうも
ありがとうございました。

以上